

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	65.8%
正社員	75.2%
パート・有期社員	36.7%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月から令和5年3月まで）

賃金：賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員：出向者については、当法人から法人外への出向者を含み、他法人から当法人への出向者を除く。

パート・有期社員：パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く

※医師給与含む